

二地域居住等の促進について

国土交通省国土政策局地方政策課

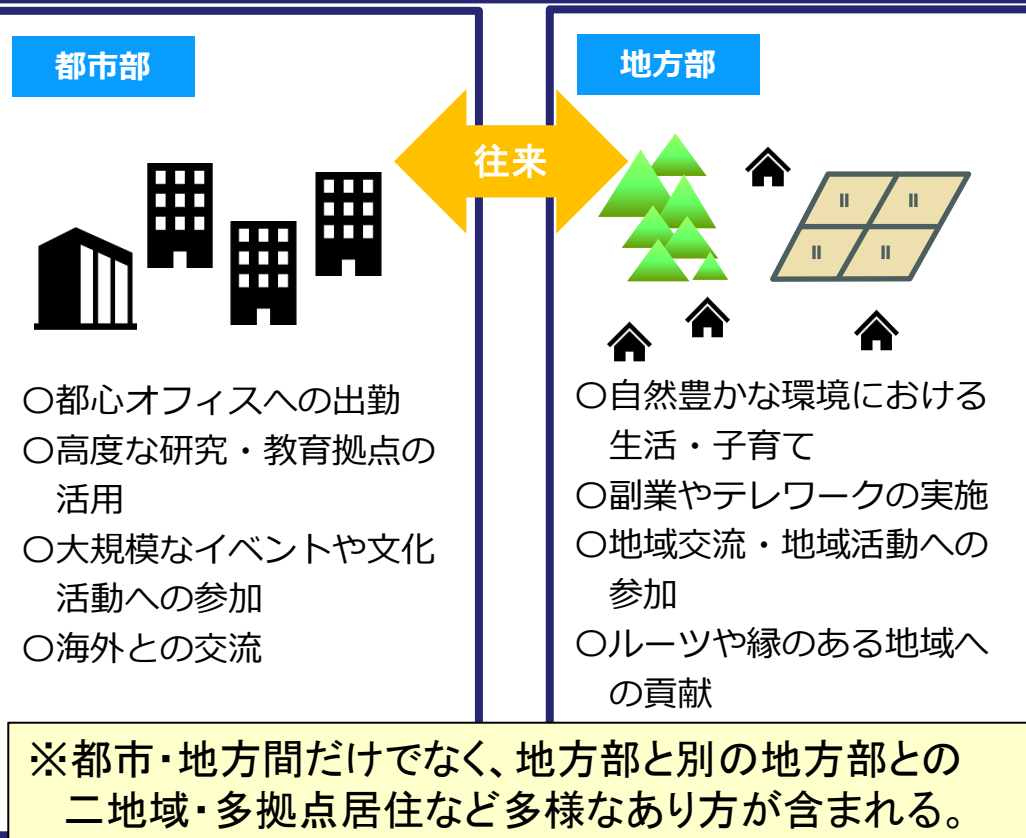
二地域居住等の促進について

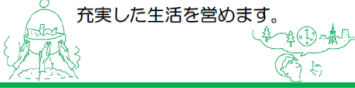
令和7年9月

国土交通省 国土政策局

二地域居住とは

- 二地域居住とは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方
- 二地域居住の促進は、社会においても、個人においても様々な意義、メリット、可能性が存在
 - ・地方への人の流れを生むことで、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる（社会的意義）。
 - ・都市部も過密を避けつつ、国土全体の多様な自然資本・文化資本を活用し、国際競争力のさらなる強化が望まれる。
 - ・多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、新たな暮らし方や新たな働き方の実現、新たな学びの機会の創出が可能になる（個人的意義）。
 - ・自然災害やコロナ禍のような突発的な危機や変動に対する冗長性（リダンダンシー）の確保にも資する。



新しい体験・多様な体験 都市でも地方でも それぞれの地域の良さを享受できる 新たな出会いや体験が待っています 	新たなコミュニティに参加 今までいた場所では出会えなかった コミュニティに参加できるかもしれません。 多様な趣味のサークルや近所づきあいなど 貴重な人や場とのつながりが身近に。 
働き方・暮らし方・生き方の 充実や実現 自身の志向や感性に応じて時間や場所を 選択する生活スタイルの可能性があります。 地域固有の自然や食、歴史文化、レジャーな どを日常的にもっと味わうことが可能になり、 充実した生活を営めます。 	地域に必要とされる存在・自己実現 自身の趣味や特技、培った経験を 多様な地域で発揮することで、 その地域の助けとなるとともに、 やりがいや生きがいにつながります。 
災害時等のいざというときの 避難場所として 日本はいつ災害に見舞われるか分からない 災害列島です。 二地域居住をしていれば、いざというときに 住み慣れた地域へ避難することができます。 	将来の移住に向けて 現在の拠点を残しながら、 別の地域での生活をお試し。 移住に比べて、かわりを残しながら、新た な生活スタイルを取り込めるのが良いところ。 

二地域居住等の促進のために必要な具体の対応については「8. 具体的な取組事項」で示したとおりであり、国土交通省においては、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、最大限の対応をすべき。

これらの対応に加え、二地域居住等の更なる促進を図るため、中長期的観点から、検討すべき課題がある。

●二地域居住等に伴う諸費用への支援のあり方

・高速道路や燃料費、新幹線等の地域間を移動する交通費、宿泊のための滞在費、インターネット環境確保のための費用など、二地域居住等に伴う諸費用の個人負担が大きいため、個人の負担を軽減するための支援に関して、関係省庁・関係自治体・関係民間団体と連携の下、引き続き検討が必要。

●地域における生活環境の整備

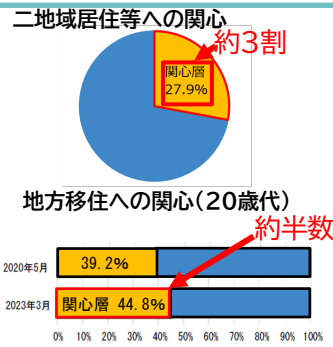
・地域交通や買い物、医療・福祉、子育て・教育などの日常の暮らしに必要な生活サービスの提供が持続可能なものとなるよう、地域生活圏の形成の観点も踏まえ、引き続き検討が必要。

●二地域居住者等の地域への関わりの環境整備

・二地域居住者等による納税等の負担や住民票等の地域との関わり方については、育児やゴミ収集などの行政サービスを受け、地域に広く受け入れられるようにする観点から、地域の意志決定への参画のあり方等も含めて更なる議論が必要。

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要。



法律の概要

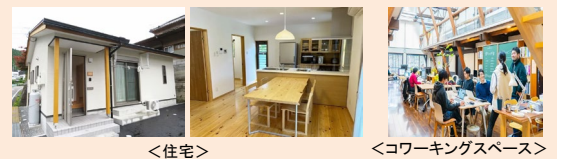
1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

※1法律上は「特定居住」

- ・ 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- ・ 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特例を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- ・ 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

- 都道府県(広域的地域活性化基盤整備計画)
- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
 - ✓ 二地域居住に係る拠点施設【新設】
 - ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
 - ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

- 市町村(特定居住促進計画)【新設】
- ✓ 特定居住促進計画の区域
 - ✓ 二地域居住に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
 - ✓ 二地域居住に係る拠点施設の整備
 - ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
 - ▼整備イメージ



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2法律上は「特定居住支援法人」

- ・ 市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能
- ・ 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- ・ 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- ・ 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする二地域居住等促進協議会※3を組織可能
- ※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI) ①特定居住促進計画の作成数:施行後5年間で累計600件 ②二地域居住等支援法人の指定数:施行後5年間で累計600法人

都道府県・市町村番号順

都道府県計画 (13計画)

(広域的地域活性化基盤整備計画)

都道府県名	策定日
北海道	令和7年3月21日
宮城県	6月6日
秋田県	8月27日
新潟県	5月13日
石川県	3月28日
山梨県	3月28日 (7月7日一部改正)
長野県	2月10日 (7月7日一部改正)
三重県	7月1日
和歌山県	7月8日
鳥取県	3月13日 (6月19日一部改正)
広島県	8月19日
香川県	7月11日
高知県	3月27日

市町村計画 (13計画)

(特定居住促進計画)

市町村名	策定日
北海道厚真町	令和7年3月24日
宮城県気仙沼市	6月20日
新潟県佐渡市	5月16日
山梨県丹波山村	7月30日
長野県塩尻市	3月27日
長野県白馬村	7月10日
三重県南伊勢町	7月1日
和歌山県白浜町	7月10日
鳥取県北栄町	6月24日
鳥取県江府町	3月14日
香川県三豊市	7月11日
高知県馬路村	3月31日
高知県大川村	3月31日

都道府県・市町村番号順

特定居住支援法人 (30法人)

市町村名	法人名	指定日	市町村名	法人名	指定日
北海道北見市	(株) ワイズスタッフ	令和7年4月17日	静岡県三島市	三島信用金庫	令和7年6月2日
北海道厚真町	(株) Another works	2月25日	静岡県三島市	(同) うさぎ企画	6月2日
北海道厚真町	(株) さとゆめ	2月25日	静岡県下田市	(株) SKILLPORT	6月9日
北海道厚真町	ミーツ (株)	2月25日	静岡県長泉町	三島信用金庫	6月2日
北海道浦河町	株式会社エアロスペース	7月14日	静岡県長泉町	(同) うさぎ企画	6月2日
山形県新庄市	(一社) 温故知新	2月18日	静岡県森町	(一社) モリマチリノベーション	5月15日
山形県鮭川村	(一社) 温故知新	2月27日	三重県鳥羽市	(一社) 離島未来舎	8月26日
福島県磐梯町	(一社) ぼんだい振興公社	5月29日	三重県南伊勢町	NONKI (同)	7月1日
福島県磐梯町	(株) 雨風太陽	5月29日	鳥取県北栄町	北栄町商工会	7月1日
新潟県佐渡市	(一社) 佐渡共生推進機構	6月11日	鳥取県北栄町	(一社) Work Design Lab	7月1日
長野県塩尻市	(特非) MEGURU	4月14日	鳥取県北栄町	(一社) EI	7月1日
長野県塩尻市	(一財) 塩尻市振興公社	4月14日	鳥取県北栄町	(株) パソナJOB HUB	7月1日
長野県塩尻市	(株) しおじり街元気カンパニー	4月14日	鳥取県北栄町	(株) おてつたび	7月28日
長野県白馬村	H2Innovator (同)	8月1日	広島県庄原市	広島みどり信用金庫	5月27日
長野県白馬村	JOINS (株)	8月1日	鹿児島県奄美市	(同) KAZAMI	5月26日

- 官民で連携して二地域居住等を促進していくためのプラットフォームを令和6年10月に設立
(地方公共団体中心の「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組)
- 5者(官3・民2)が共同代表(任期1年)となり、全国1,167の団体(官:770/民:397)が「会員」として参画
- 二地域居住等の更なる促進に向け、オンライン・オフラインの両面から、優良事例の横展開、官民のマッチング、官民による案件形成、中長期的課題への対応の検討・提言等を実施

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム

＜プラットフォームの会員＞ (令和7年8月31日時点)

○地方公共団体 770団体

- ・都道府県 45団体
- ・市区町村 725団体

○関係団体、民間事業者等 397団体

- ・移住等支援機関
- ・不動産関係団体
- ・全国版空き家・空き地バンク運営主体
- ・交通関係団体
- ・関連民間事業者
- ・関連メディア 等

- ・参加を希望する団体等が参加
- ・会費は当面の間、無料
- ・申込み受付中

【主な活動内容】

- 二地域居住等の促進に関する施策、事例等の情報の交換と共有、発信
- 二地域居住等の促進に共通する具体的課題等について対応方策の協議・検討
- 二地域居住等の促進に係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- 二地域居住等の促進のための実践的な政策検討・提言等
- 官民のマッチング促進、出会いの場の提供 等

協力

国土交通省、内閣官房・内閣府、金融庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省

共同代表(5者)

任期1年

- ・長野県
- ・和歌山県田辺市
- ・栃木県那須町
- ・ANAホールディングス
- ・シェアリングエコノミー協会

専門部会

【主な活動内容】

- 検討テーマ別に開催
- 会員からのニーズも踏まえ、中長期的課題への対応について検討 等

- 共同代表が必要と認めるときには、官民PFに専門部会を置くことができる。
- 専門部会を置く場合には、部会長は、会員の中から共同代表が指名する。

官民の接点

【取組の例】

- ・名刺交換会
- ・シンポジウム
- ・セミナー 等



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム 提言手交

手交時の様子

【日時】 6月10日（火）16：30～17：00

【場所】 古川国土交通副大臣室

【受領者】

古川康 国土交通副大臣

【手交者】

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

石山アンジュ 代表理事

長野県

新田恭士 副知事



提言のポイント

- ・二地域居住者の負担軽減へに向けては、二地域居住者を明確化するための登録制度が前提。
- ・当面は、ふるさと納税制度を積極的に活用した官民双方が汗をかくモデル的な取組を目指す。
- ・現在総務省において検討されている「ふるさと住民登録制度」において、二地域居住者も見える化できるように反映すべき。
- ・二地域居住者と地域のマッチングや活動支援をするためのコーディネーター人材を育成・確保すべき。
- ・多地域就学の促進に係る制度運用の地域差や教職員の事務負担等を改善すべき。

- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

二地域居住の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

<取組の内容例>

- 「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等
- 「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



関係人口の拡大・深化に関する調査・検討

関係人口の実態を把握し、地域別関係人口数等のデータやインパクト測定事例を示す調査を実施する。

<取組の内容例>

- 全国を対象に関係人口のサンプル調査を実施し、自治体単位で類型別（直接寄与型・就労型等）の特徴を整理した上でデータを広く公開する。
- また全国値は、R5年度調査からの変化を分析・評価 等

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

二地域居住を促進する官民共創を加速・恒常化するため、プラットフォームの更なる機能強化を図る。地方公共団体と民間事業者等のマッチング、事例の共有、具体的課題に対する協議の場の設置などの運営を支援する。